

○委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第53条に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、第11条（常設委員会）及び第12条（その他の委員会）に定める委員をもって組織する。

2 委員は、本会会員の中から常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 常設委員会の委員の任期は、就任後2回目の定時総会の終結の時までとする。
ただし、再任を妨げない。

4 その他の委員会の委員の任期は、付託された案件が会長に報告された時までとする。

5 増員または補欠によって委嘱された委員の任期は、他の委員の残存期間とする。

6 任期の満了によって退任する常設委員会の委員は、新たに委嘱された委員が就任するまで引続きその職務を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会に委員長を1人置く。

2 常設委員会の委員長は、理事会にはかり、理事の中から会長が任命する。

3 その他の委員会の委員長は、常任理事会にはかり委員の中から会長が任命する。

4 委員長は、副委員長を選任することができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を統理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または事故があるときは、委員長の職務を行う。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、会長にはかり委員長が招集する。

ただし、最初の委員会は会長が招集する。

2 委員会は、出席委員の3分の2以上で議決したときは、非公開とすることができる。

3 委員長は、会議に付議すべき議事について、すべての構成員の間で、書面又は電磁的記録を送受信する方法により当該議事を審議し、及び議決することにあらかじめ同意したときは、会議を開くことなくその同意した方法で当該事項を審議し、及び議決することができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会の運営の結果については議事録を作り、会長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 次に掲げる者は、委員会に出席して発言することができる。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 常任理事（事務局長を含む）
- (3) 本会の会員で、あらかじめ委員長の許可を得た者
- (4) その他委員会が必要と認めた者

（会長の事前承認）

第7条 委員会は、あらかじめ会長の承認を得て、次に掲げる事項を定めることができる。

- (1) 調査研究または、資料収集のため委員を出張させること
- (2) 学識経験者を指定して、委員会の職務に関する調査研究その他の協力を委嘱すること
- (3) 本会以外の法人・団体または官公庁に対し、委員会の職務に関する事実の説明または意見の陳述、若しくは資料の提供を求めること

（報告義務及び建議）

第8条 委員会は、次に掲げる事項について逐次会長に報告しなければならない。

- (1) 委員会の審議の進捗状況及び審議の終結の見込
- (2) 委員会の審議結果について必要があるときは、結果の全部または一部についての書面による答申
- (3) その他会長が特に必要とする事項

2 委員会が建議しようとするときは、理由を附した書面を会長に提出するものとする。

（秘密の保持）

第9条 委員及び委員であった者、または委員会に出席した者は、委員会において秘密であると宣言した審議の内容に関しては秘密を守らなければならない。

（重要事項の特則）

第10条 委員会は、次に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ委員長から会長に理由書を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

- (1) 委員の解任
- (2) 他の委員会との合同委員会の開催

2 前項第2号について承認があったときは、当該委員会は、その合同委員会に参加しなければならない。合同委員会の組織と運営は、会長の指示による。

第2章 各 則

（常設委員会の種別、職務ならびに委員の数）

第11条 常設委員会の種別、職務ならびに委員の数は別表による。

（その他の委員会の種別、職務ならびに委員の数）

第12条 その他の委員会の種別、職務ならびに委員の数は、理事会において定める。

第3章 雑 則

(細則等への委任)

第13条 この規定の施行に必要な細則は、委員会において定めることができる。
ただし、会長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和52年11月5日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月26日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年6月27日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月3日（理事会決議の日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月12日（理事会決議の日）から施行する。

別 表

第 1 1 条関係（常設委員会）

種 別	職 務
企 画 研 修 委 員 会	1 研修に関する事項 2 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項 3 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項 4 講演会及び講習会等の開催に関する事項 （15名以内）
広 報 委 員 会	広報活動に関する事項 （10名以内）
社 会 事 業 委 員 会	司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項 （15名以内）
規 則 整 備 委 員 会	制度改善のため規則等の検討及び整備 （10名以内）

第 1 2 条関係（その他の委員会＝非常設委員会）

種 別	職 務